

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された大磯町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）について、条例第3条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) 行政運営の改善に関すること。
- (4) 前3号のほか、町長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 町政等に関する識見者
- (3) 公募町民
- (4) 前3号のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政改革主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成17年11月30日までとする。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大磯町行政改革推進委員会規則の規定は、平成23年11月30日から適用する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則の施行後、最初に関く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。